

アルバイトについての支援

親身なサポート



留学生にとって、安定したアルバイトの職を得るのは非常に重要なことです。

当学院には、企業から多くの求人がよせられています。求人情報は掲示したり配布したりして皆さんに案内しています。ま

た、応募の際には、電話連絡を手伝ったり、話し方を指導したりし、また採用面接の練習もおこなうなど、親身になってサポートしています。

相模大野は商業地区で駅前や学院の周辺にはデパート、スーパー、コンビニ、飲食店が多くあり、つねに求人情報がよせられています。また、郊外には食品加工工場や物流センターがあり、こちらからも多人数の求人があります。お客様を相手にする仕事の場合にはある程度の日本語能力がもとめられますが、食品加工工場や物流センターなどでは来日後すぐに働くこともできます。

そのため本学院ではあらかじめ「資格外活動許可申請書」を作成し、入学許可書とともに郵送し、入国手続きの際に「在留カード」に「資格外活動許可」がもらえるようにしています。

アルバイト Q&A

1 アルバイトはかならずできますか？

相模国際学院では、みなさんが日本の生活に慣れたら、アルバイトを紹介しています。かんたんな日常会話ができればアルバイトはできます。本学院の学生

は、希望した人はみなアルバイトを見つけています。

2 どんなアルバイトがありますか？

日本に来たばかりで日本語があまり上手でないばあいは、運送会社の配送センター（クロネコヤマトは知っていますね）やコンビニ（セブンイレブンなど）の弁当工場の仕事があります。

すこしなれてきたら飲食店（居酒屋、レストラン、寿司店など）のしごとがあります。たいていは厨房（キッチン）での仕事になります。

コンビニの店員もできます。ただし、お客さんへの対応や仕事の内容などいろいろ勉強しなければなりません。

そのほか自分の得意なことを生かしたしごと（英語教師、通訳など）もありますが、だれにでもできることではありません。まずは日本語能力をみがいて、コミュニケーションできる力をつけることです。

3 相模国際学院ではどんな支援をしてくれますか？

法律上の問題があり「雇用関係が成立するようあつせん」することはできませんが、みなさんが自分に合ったアルバイトをみつけ、よりよい条件でしごとができるように支援します。アルバイトの情報をお知らせし、会社への連絡の仕方、アポイントメントの取り方、履歴書の書き方、面接の仕方などを指導します。しごとの上での疑問なども詳しく説明しますから、安心してしごとができます。

4 アルバイトをするとき気をつけることは？

みなさんの在留資格は「留学」です。ですからアルバイトをするためには「資格外活動許可」をもらう必要があります。本学院では入学が決まった方に入学許可書とともに「資格外活動許可申請書」を作成し、郵送します。入国手続きの際に「在留カード」に「資格外活動許可」がもらえるようにしています。「在留カード」の裏側にスタンプを押してくれます。

「資格外活動許可」で働けるのは、1週間に28時間以内（ただし夏休みなど長期休暇のときは1日8時間以内）です。これを超えることはできません。これを超えたばあい（over work）入管でのビザの更新ができなくなります。